

◎新潟県告示第986号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
渡辺 久晃	小児科	渡辺小児科医院	三条市東三条1-2-26	H27.6.2
正木 久明	内科、小児科	正木医院	妙高市小出雲3-7-1	H27.6.16